被扶養者の申請に必要な書類一覧表(国内居住者)

審査状況により追加で資料提出をお願いする場合があることをご了承ください。

【扶養に入れるとき】

基礎資料

①健康保険被扶養者(認定・削除)届

②住民票(写)(世帯全員分の記載・続柄の記載は必須)※交付後3か月以内のもの

③被扶養者状況調査書(認定対象者が高校生以下の場合は提出不要)



収入領	宇証明書									•:必	ず添付	0	: 該当の)場合や(建保が。	必要と半	断した	:場合に	提出
											添付書類	/発行場所	yr						
認定対象者	同居義務			①在学証明書②学生証(両面写)いずれか1	課税(非課税)証明書	確定申告書と収支内訳書のいずれも(写)	※受給修了者は支給終了印の押印必須雇用保険受給資格者証(両面写)	支給決定通知書(写)	雇用保険に関する誓約書	離聯票1、2(写)	受給延長通知(写)	資格喪失証明書	公務員は辞令書(写)配載された退職証明書	点の直近3ヵ月分の給与明細(写)いずれか1の産用契約書(写)②収入見額通知書	直近の年金支払通知書(写)	外国人登録証明書(両面写)※在留カード可	戸籍謄(抄)本	障がい者手帳・癒育手帳(写)	個人事業廃業届出書(写)
				学校	市区町村	税務署	ワハーロクー	健支 合保払 組元	当健保 IP	前職企業	ワハーロクー	館保	前職企業	現職企業	金日 機本 機年	市区町村	市区町村	市区町村	税務署
		無職(学生以外))		•														
		学生		•	•														
			失業給付受給中 ※1 下記備考参照		•		•												
		収入があるとき	出産・傷病手当金受給中 ※1 下記備考参照		•			•			•	•							
			その他収入・家賃収入・配当等がある場合		•	•								0					
			バート・アルバイトで働いている場合		•									•					
			失業給付手続き中 資料が手元にない場合 ※2 下記備考参照						•			•							
配偶者	無		失業給付手続き中 資料が手元に揃っている場合				0			•									
au 1973	m		失業給付を受給しない場合						•	0		•							
			失業給付を受給延長する場合						•		•	•							
			失業給付を受給終了する場合				•												
			雇用保険未加入だった場合						•			•	•	0					
		年金受給者			•										•				
		外国人			•									0		•			
		障がいをお持ちの方			•										0			•	
		個人事業を廃業	したとき		•														•
		18歳未満(高校生含む)のお子様		原則添	付資料な	じ ※た	だし配偶者	がJAST	健保でな	い場合は、	配偶者の	又入資料が	必要(被係	険者との収	入比較を	テいます)			
子(養子含)	無	18歳以上(高校生除く)の学生 18歳以上で無職		•	•														
					•														
		18歳以上で 収入があるとき (学生以外)	失業給付受給中 ※1 下記備考参照		•		•												
			出産・傷病手当金受給中 ※1 下記備考参照		•			•			•	0							
			その他収入・家賃収入・配当等がある場合		•	•								0					
		(FIM/I)	パート・アルバイトで働いている場合		•									•					
		退職したとき	失業給付手続き中 資料が手元にない場合 ※2 下記備考参照						•			•							
			失業給付手続き中 資料が手元に揃っている場合				0			•									
			失業給付を受給しない場合						•	0		•							
			失業給付を受給延長する場合						•		•	•							
			失業給付を受給終了する場合				•												
			雇用保険未加入だった場合						•			•	•	0					
		外国人														•	•		
	1	障がいをお持ち	の方		•		1								0			•	

認定対象者と 別居している場合

仕送り金額のわかる「現金書留受領書の写し」または「振込明細の写し」(<mark>認定対象者が高校生以下の場合は提出不要)</mark>

+

認定対象者が子で配偶者が JAST健保でない場合

配偶者の収入資料(被保険者との収入比較を行います)

【備考】

*1	各給付金受給中に被扶養者として申請するとき	受給日額が3,612円未満が条件 (60歳以上は5,000円未満)							
*2	失業給付を手続き中で離職票等がまだ手元にないとき	後日、雇用保険受給資格者証(写)提出が必須 待期期間終了後、失業給付を受給し始めた場合は速やかに当組合に連絡してください							

【扶養から外すとき】

申請対象者の状況				発行場所	
就職して他の健康保険に加入したとき	被扶養者 (認定・削除) 届	当組合の保険証又は資格確認書	再就職先から交付された資格情報のお知らせ(写)	就職先の健保	
		(交付されている場合)			
雇用保険の失業給付を受給開始したとき	被扶養者(認定・削除)届	当組合の保険証又は資格確認書	雇用保険受給資格者証の表裏(写)	ハローワーク	
温力がバンス来ばいと文明的知じたこと		(交付されている場合)	施/1000大文和英目日配の公数(ラ)		
扶養していた家族が結婚したとき	被扶養者(認定・削除)届	当組合の保険証又は資格確認書	戸籍抄本・婚姻受理証明書 いずれか1点(写)	市区町村	
大張していた家//大が。相対したこと		(交付されている場合) 「一種ジャ・短短文主証の音 ひりずれの 1点 (广相沙尔·加州文在邮内管 (1911月1日(一子)	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	
死亡したとき	被扶養者 (認定・削除) 届	当組合の保険証又は資格確認書	死亡診断書・除籍謄本 いずれか1点(写)	市区町村	
#LUKCE	(放大装有(応足・削除) 油	(交付されている場合)	九二砂町音・豚相鳴本 いりれの 1点 (子)	11467-4043	